

「第 52 回高知県国土利用計画審議会」

開催日時：平成 27 年 2 月 3 日（火） 14:00～

場所：高知会館 3 階「飛鳥」

委員：浅川京子、有岡正幹(欠席)、岡部早苗、小坂雄一郎、笹原克夫、玉里恵美子(欠席)、
中平雅彦、西井一成、畠中智子(欠席)、久岡隆、広末幸彦、藤本武志、細川公子、
山本洋子、横川浩幸 (12 名/15 名)

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
 - (1) 諮問事項
 - ・高知県土地利用基本計画の変更について（案）
－高知県土地利用基本計画図の変更－
 - (2) 報告事項
 - ・高知県土地利用基本計画報告事項について
－林地開発許可等の状況－
 - (3) その他
 - ・過去の審議案件についての現況報告
- 4 閉会

(司会 宮脇補佐)

お待たせしました。ただいまから、第 52 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、用地対策課課長補佐の宮脇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、開催に当たりまして、土木部長の奥谷からご挨拶申し上げます。

(奥谷土木部長)

高知県土木部長の奥谷でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この第 52 回高知県国土利用計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、本県の土地行政を始めまして、県政全般にわたりまして幅広くご尽力、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、土地は限られた資源でございます。県民の生活や産業活動にとって不可欠な基盤でありますし、また、次世代に引き継いでいかなければならない大事な財産でもございま

す。特に、本県では、人口の減少、あるいは高齢化が進む中で、保全・管理といった課題のほか、近い将来予想されております南海トラフ地震に備えた安全、安心な県土づくりへの対応も急務となっております。こうした状況の中で、土地を有効に活用しまして、そして適正に管理していくことがますます重要になっていくものと考えております。

本日の審議会では、南国市と香美市におけます事業用地の造成に係ります2つの案件を、土地利用基本計画の変更案件としてご審議をいただくことになっております。この2つの案件は、県内でも普及が進んでおります再生可能エネルギー、ソーラー発電の設置を伴う案件となっております。また、併せまして、この1年間に林地開発の変更許可等を受けました案件2件。その他としまして、過去の審議会で諮問されました案件の現況調査についても報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、各専門分野でのご経験やご見識をもちまして、是非、活発な議論とご審議をお願いしたいと思っておりますのでございます。

今後とも県政の推進にご支援を賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(司会 宮脇補佐)

それでは、審議会に移りたいと存じます。

初めに2点ほど確認させていただきたい事項がございます。本日の会議は、委員総数15名中12名のご出席をいただいております。よって、当審議会条例第5条に定められております、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の資料のご確認をお願いします。本日の資料といたしましては、本審議会の次第、高知県国土利用計画審議会委員名簿、諮問書の写し、資料の1として「高知県土地利用基本計画の変更について(案)」、資料2として「第52回国土利用計画審議会～説明資料～」。以上5つの資料に加えまして、「土地利用基本計画の変更について」を追加の資料としてお配りしております。これらの資料は、最後にご確認いただきました「土地利用基本計画の変更について」を除きまして、委員の皆様以案として事前にお送りしておりましたが、本日お配りしております資料は、お諮りする内容に影響しない軽微な訂正等をしていただきますので、ご承知願います。以上ですが、資料の足りない方はいらっしゃいませんか。

なお、本会議は、県の「審議会等の会の公開に関する指針」や「高知県国土利用計画審議会運営要領」等に基づきまして、原則公開することとなっておりますので、ご了承ください。

それでは、審議会条例の規定によりまして、会議の議長は会長をお願いすることとなっておりますので、西井会長様、どうぞよろしくお願いたします。

(西井会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、審議会運営要領の第6条3項によりまして、本日の会議録署名人を、中平委員と広末委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(西井会長)

では、よろしく申し上げます。

本日は、議題であります、高知県土地利用基本計画の変更につきまして、お手元に諮問書の写しがございますとおり、知事から諮問を受けております。諮問案件の質疑は、1件ごとに事務局から説明をいただき、委員の皆様のご意見、ご質問を受ける形で順次審議を進めたいと思っております。その後、全案件につきまして委員の皆様のご了承が得られるようでしたら、本日、一括して答申をまとめたいと存じますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

(事務局 北課長)

用地対策課長の北でございます。昨年4月から、前任の中岡に替わりまして用地対策課長を拝命いたしております。本日はどうかよろしくお願いをいたします。それでは、恐縮ですけれども、座って説明をさせていただきます。

それでは、まず、本題に入ります前に、土地利用基本計画の変更スケジュール等につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。「別紙資料」と右上に書かれておりますA4、1枚の資料をごらんいただけますでしょうか。こちらのほうから説明をさせていただきます。

まず、この土地利用基本計画の変更のスケジュールでございますが、そちらの資料に描かれてありますとおり、本日の議題に挙げられております案件、2つの案件につきましては、25年の10月から26年の9月までの間に事務局において把握いたしましたケースについてお諮りをいたしております。昨年の11月ぐらいから個別に現地調査等を行いまして、国や県の内部、それから市町村等関係機関からの意見聴取を経まして、国交省と事前の調整を行った後、本日の審議会にお諮りしておるものでございます。本日の審議会においてご了承いただきましたならば、正式に国に大臣協議を行いまして、大臣からの同意を頂いた後、4月頃に県公報で告示を行うという予定になっております。

次に、変更案件、実際にこの場に挙がってまいります変更案件の審議の時期についてご説明させていただきます。個別規制法の地域等を変更する場合には、それらの決定より前、または同時にこの土地利用基本計画の変更を行っておるわけですけれども、森林地域だけ

は全国的に例外的な取扱いを行ってありまして、その表にお示ししてありますとおり、事業主体が民間事業者の場合は開発規模が10ha以上では個別法の許可処分が終わった後。それから1ha以上10ha未満の場合には、開発完了後、確認の検査等が終わりました後、審議をお願いすることとしています。このような取扱いになっておりますことにつきましては、審議案件が非常に件数が多いということと、それから変更が度々行われることなどによりまして、非常に煩雑な取扱いになるということで、このような形でご審議をいただくということにさせていただいております。ただし、欄外にもちょっと記載しておりますが、10ha未満の民間事業者の開発案件につきましては、許可処分後、当審議会へ報告という形で挙げさせていただき、開発完了後に改めてご審議をいただくという手続を取ってございます。

なお、事業主体が国や地方公共団体などの公的機関の場合には、個別法の連絡調整を各機関で行っておりますので、その調整が完了後にご審議をいただくということにしております。このような形で審議をさせていただいております。

「高知県土地利用基本計画の変更について（案）」

（事務局 北課長）

続きまして、本題のほうに移りたいと思います。本題の資料の内容について説明をさせていただきたいと思います。本日の会議資料のうち、まず、資料1の「土地利用基本計画の変更について（案）」と書いた資料ですが、これは、実は国が定めた様式でございまして、本日お諮りする正式な案となるもので、本日、審議会で答申をいただければ、正式に国に提出する予定をしております。

それでは、その内容につきまして、簡単に説明させていただきます。資料をまず開いていただきまして、まず1ページ目は、都市地域、農業地域、森林地域など、5つの地域区分の変更概要の総括表となっております。左側が現行の面積で、今回変更する面積は、上から3つ目の森林地域の面積が36ha縮小し、変更後の森林地域の面積は60万2,305haとなります。

次に、2ページをごらんください。変更地域別の概要として、今回変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載をしております。今回は、南国、香美の2つの森林地域の縮小案件でございますが、内容については後ほど個別に詳しくご説明をさせていただきます。

ページを飛ばしまして、5ページから6ページにかけては、今回変更しようとする地域の土地利用基本計画図でございますが、図面等で少々分かりづらい部分もありますので、これも後ほど資料2のほうで詳しくご説明をさせていただきます。

7ページの計画書。計画書本文そのものについては、今回は変更はございません。

それから、8ページをお開きください。市町村・国土審議会への意見聴取の結果でございます。市町村につきましては、南国市、香美市との調整結果でございますが、いずれも

「特に意見なし」との回答を頂いております。次の国土利用計画法第 38 条の規定に基づく合議制の機関につきましては、本日の当審議会でご審議、ご答申をいただければ、その旨を記載し、正式に国に提出することになります。

以上、非常に簡単ですが、資料 1 の「土地利用基本計画の変更」に係る説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 2。今回の計画の変更内容について、詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。資料 2 をお開きいただきますと、まず、この資料の目次となっております。本日お諮りするの、1 の高知県国土利用基本計画の変更について（案）の諮問事項と、そして 2 として、林地開発許可等の状況についての報告事項と、3、その他として、過去の審議案件についての現況報告となっております。

次に 1 ページをお願いいたします。今回お諮りする「土地利用基本計画の変更について（案）」は、ここに記載しております南国、香美の 2 つの森林地域の縮小に係る案件となっております。

それでは、まず、整理番号 1 の「南国森林地域の縮小案件」についてご説明いたします。2 ページをお願いいたします。場所は、右上の位置図に示しておりますが、少し地図では分かりにくいと思っておりますが、場所といたしましては、五台山方面から南国市緑ヶ丘団地に抜ける県道栗山大津線沿いに県営住宅十市団地がございますが、その北を少し東に入った南国市十市字大ナロ地区というところでございます。

森林地域の縮小面積は 3ha でございまして、変更理由といたしましては、他用途転用により、森林としての利用・保全を図る必要が無くなったことから、計画の変更を行おうとするものでございます。他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域に当たる都市地域と農用地区域を含まない農業地域が重複をしております。

3 ページをごらんいただけますでしょうか。変更に係る補足説明といたしまして、今回の開発の概要を載せております。事業の概要といたしましては、当初は、個人が土石の採掘のための許可、平成 2 年 9 月でございましたが、これを受けて開発を行っていましたが、その方が亡くなられ、相続人から権利を譲り受けました民間事業者が、平成 25 年 12 月に、目的を太陽光発電設備の設置に係る工場・事業用地の造成へと変更申請を行いまして、昨年、平成 26 年 3 月に造成工事が完了したことから、今回、正式に森林地域の面積を縮小することとしたものでございます。

開発の具体的な内容につきましては、次の 4 ページの図面をごらんいただけますでしょうか。全体の事業区域は赤線で囲んだ部分、6.5ha ほどございますが、今回、森林地域から除外しようとする部分は、そのうち、黄色の線で囲んだ部分、これが 3ha になっております。3 ページに戻っていただきますと、現地の写真を載せておりますが、現在はこのように細長い形で太陽光発電設備が設置されております。

また、太陽光発電設備の概要につきましては、新聞報道等によりますと、高台の斜面に太陽光パネル約 4,400 枚を設置し、出力は 1.1MW で、年間発電量は、一般家庭約 330 世帯

分の約 120 万 kW を想定しておりまして、海岸線から約 800m、標高 50 から 95m の高台に位置するため、震災時の避難機能の併設なども検討するというようになっておるようでございます。

「高知県土地利用基本計画」では、県土利用の質的向上をより一層推進することがうたわれておりまして、「安全で安心できる県土利用」につながる土地利用という点で、本案件は、防災拠点の整備という面もございまして、本県の土地利用基本計画の基本的な考え方にも沿ったものであると考えております。

整理番号 1 の南国森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西井会長)

ただいまの事務局から説明がありました分につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(委員)

質問ですが、今回のこの変更に関しては、個人的な意見は別として、特段問題は見られないなと思っておるんですが、ちょっとこれまでの経緯を少し担当課に教えていただきたい。というのが、まず、この 3 ページの写真が 2 枚ございますね。下の写真です。平成 26 年 5 月稼働、上空写真というのを見ていると、太陽光のパネルの上に、山の斜面に筋が見えるんですね。筋が。恐らくこの筋というのは、私、週末の散歩コースというかランニングコースなんでよく見ておるんですが、下の団地を造成したときの切土。切土をした後に斜面成形して緑化した斜面じゃないかと私は思っておったんです。余り今回の審議に関係ないかもしれないんですが、この同じページの林地開発の経緯を見ていくと、平成 2 年 9 月に個人の方が土石の採掘で許可を受けられたと。その後ということになってるんですが、恐らくこれ、この十市の団地を造られたときに既に団地のディペロッパー、県ですかね、知りませんが、その辺りの事業者にいじくられていたんじゃないかと私は思っておるんですが、切土の勾配と下の平地、これ明らかに切って付けてますので、この関係から見ても、恐らくこの斜面というのは、切土に伴って手を付けられてると思います。その辺の経緯というのはいかがなんでしょうか。ご担当が分かればお話をお聞きしたい。

(西井会長)

担当、お願いします。

(治山林道課 松寫補佐)

治山林道課のほうから回答させていただきます。

この部分は土石の採掘ということで切ってますので、これは住宅を造るときに採掘した

ものではなかったように記憶しております。団地自体はその下に見えるところが境になってますので、そこから上に民有地部分を主に石と土を取るために切って、斜面のほうは段切りにして緑化したということです。ただ、右のほうはちょっと山土が下の航空写真で見ますと、この部分は若干その分が終わった後に、ちょっと広げるために最後のほうに採掘した部分と思われます。

(治山林道課 松嶋補佐)

その分が出来上がって、パネルを置くような工事が始まったということで、最初から土石の採掘で始まっていたように記憶しております。

(委員)

分かりました。そうしましたら、この3ページの林地開発に書いてあるように、平成2年に個人の方が許可を受けてこの切土の形状変更をされたということですね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

分かりました。

(西井会長)

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

(委員)

先ほどのご質問とちょっと似たような質問になりますが、よくあるのは、当初、土の切取りとか土石の採掘で許可を取って、ある程度こういう見えるように形状、見えるように土を順番にカットしていく。ここは市街化調整区域なわけですから、これが当初、土砂の切取りで許可を取っている場合は、調整区域でも非常に簡単なんですよね。工事基準とかも。これが市街化区域になると、そばに住宅が建つかいという問題があれば、擁壁をする必要があるとか、切土のまま置くのは駄目ですよとか、条例とか、いろんなことに抵触をしてくる。

最初からこういう目的で開発許可を取った場合は出きてると思うんですが、土石の採掘で、僕の言うのは、簡単な許可を取って、後で用途変更するというときに、その安全性とか工事基準とかについては県はどのような監督というか管理をされているか、ちょっとお伺いしたいと思ひまして。

(西井会長)

担当、お願いします。

(治山林道課 中島チーフ)

先ほどの質問ですけど、用途変更した際でも、土砂の崩壊のしないような基準値というものは持ってますから、その基準にのっとって許可を出しているということです。

(委 員)

そしたら、メガソーラーの開発許可を取る場合に、普通の開発許可のようにいろいろ基準なんかあるわけですか、それと同等の基準で。

(治山林道課 中島チーフ)

はい。

後からでもうちの基準にのっとってやってもらうことになります。

(委 員)

分かりました。

(西井会長)

ありがとうございます。そのほかございませんか。

(委 員)

多分、法律は建前上そういうのではないと思うんですが、地域の縮小というところで、森林は開発許可とか終わった後にというのは、今説明受けましたけども、その状態が永続的に続くのかとかいうのは今回の審議会では大事なのかなと。地域の変更ですね。この許可に対しては、あくまで技術基準的な分だけで、あるいはこのメガソーラーがしばらく続くとは思いますが、例えば、いろんな種類の事業をやりますよというときに、技術基準さえ満たせばいいのか、法律上はそこまでしかできないのか。結局何が聞きたいかという、永続的に何かを目的にした場合に、それがずっとしばらく続いていくものかどうか。森林として地域として今現時点でやっていいということで外していくのかどうかというのを聞きたい。法律上はそういう許可基準なり事業の継続性というものはあるのかどうかということをお聞きたい。もしそれがなければ、それは法律上の問題なので仕方ないというふうに思いますけど。

(西井会長)

担当、お願いします。

(治山林道課 松嶋補佐)

お答えになるかどうか分かりませんが、まず森林地域の中で用途変更によって森林でなくなる場合には森林法の基準に基づいて工事なりをやっていただくということです。一旦森林から外れますと森林法の規制から外れますので、そうなるともう森林法としての対応ができなくなるということになります。

(委員)

だから森林法の基準から外れるという前提なんですけど、事業の内容まで見るのかどうかというのを、それが法律上、それに定められたものがあるのかどうかというのをお聞きしたいんです。土地の造成には、技術基準とそれと実は目的基準というのがあるのか。技術基準は達成というのは理解してますが、事業の目的基準というものがあるのかどうかということです。森林を造成していいのかどうかという判断するとき、森林法なり、あるいは他の法律でそういう基準が定められたものがあるのかどうか。なければなしでもいいのですが。

(治山林道課 松嶋補佐)

森林法の中では特にはないです。または技術的には、物によっては基準が若干、緩衝帯等森林の面積は変わってきますけれども、そういったことは森林法の中にはないと思います。

(委員)

分かりました。事業に関して、特にはないということですね。だから事業が継続的に続くかどうかというのを審査するところというのは、今、現行法ではないということですね。分かりました。

これずっとメガソーラーがあるのかどうか。仮にあと1年や2年でなくなるとすると、そういう森林地域から国土利用計画法はじゃあ外していいのかどうかというところにかかってくるので、そういう、いずれにしてもあるのかどうかというのを確認したかったということです。なければそれは現行の対応なので仕方ないですけども。

(委員)

終わった後でそのまま放れるのかどうかということも審査対象になってるのかということ、一般市民の重要な関心事なんですけどね。特に大規模な、例えば次案は三十何haも開発して、これメガソーラーがもう引き上げるとか、それが20年後に終わったと。そうするともう開発許可は出しています。開発許可どおりの開発はされました。でも事業は終わりました。でも森林法関係ありません。法律は何も手が出ません。民有地ですからということなんでしょうかね。

(治山林道課 松嶋補佐)

これは法律があれば、規制は掛かるのですが、森林法については関われないと思います。

(委 員)

国土を利用する計画の法律の中にはそれは困りますよというふうなことは、事業を始める段階では言えないわけですよ。事業終わった後の計画を出してくださいとかいうことは言わないんですよ。

(治山林道課 松嶋補佐)

事業が始まる前の審査になります。

(委 員)

これちょっと治山林道課さんというよりはやっぱり土地の話。土地、土地。事務局の方。

(事務局 北課長)

森林法に係る許可の場合は、当然森林法の基準等によって、最後、完了検査というのをやって、それで合致しておればオーケーですよという形になります。その後はそれ以外の法律の規制が何らか関わっておるものであれば、どういうものが作られるかによってその規制の対象になりますし、そういう規制が仮にないということでありますと、それ以上何か法律で処分ができるとか、あるいは、こんなことやっちゃいかんよという話にならないだろうというふうには思います。この場合については、市街化調整区域と重複しておりますし、また、農業地域にもなっておりますので、そちらでの規制がかかる場合はあり得るとは思います。

(委 員)

私も詳しくないのですけれども、このソーラーパネルというのが使用された後、産業廃棄物としてとても危険で自然破壊をするよというような話を聞いたこともあります。今、委員が質問されたことにも関連するのですけれども、この事業者さんが例えば二、三年でもうやめたということになって、このまま放られたとしても誰も何もできないということですよ、今の話で言うと。そうすると、とても自然に対して危険ではないかと言われていたソーラーパネルはそのまま放置されるということになってしまうんじゃないかと思って。環境共生課になるんですかね。風力発電とか、ごみ処理場なんかは結構自然破壊をするんじゃないかとか、いろいろ調査したりもしていると思うんですけど、太陽光発電というのはそういうのがないみたいなので。以前にも私質問したことがあるんですけど、「採石場で開発します。その採石を途中でやめました。じゃあ、山が裸になったままで放られま

す」ということは多々あるような気がして。そういう状況で森林がどんどん破壊されていくというのは、我々は黙って見ているしかないのかなど。何かないのかなと思いますが、どうなのでしょう。

(環境共生課 西村主任)

環境共生課で自然公園の担当をしております西村と申します。

産廃につきましてはうちではなくて、環境対策課のほうになりまして、私どもも例えば環境アセスメントのほうで企業の開発についてやっておりますけども、現在の時点でソーラーパネルについての基準が明確でないということで、審査の対象もなっておりませんが、その他にも排水とか、そういうことで規制等がかかる地域もございまして、私が担当しております自然公園ではそのような、地域にもよるんですけれども、このような階段状の土地の造成はできなくなっておりまして、また、修復がされたものがそのままの状態であった場合は現状回復というふうな対応の仕方もあるんですけれども、自然公園区域外になりますと、私どもの担当からは外れてしまうということになっております。

(西井会長)

環境対策課は。

(事務職 北課長)

今日は出席をしております。

(事務局 岡本)

申し訳ございません。ちょっと本日は声を掛けておりませんでした。

事務局の岡本と申します。

先ほどのご質問の件に関しまして、例えばこの後、ご審議いただく北滝本の関係なんかにつきましては、事業主の方、出資される側なんかにお聞きしますと、それが途中で中止になるときにも処分ができるような形の基金の積立てをしているとかいうようなお話も聞いてはおりますので、全てが全てそういうことを想定しているわけではないとは思いますが、そういったことを含めて事業計画の中に入れられておるということを聞いております。それと、また太陽光の関係につきましては、国のほうも今そのリサイクルの関係のそういった後のことを検討されているようですので、全てが産廃になるという形ではなくて、使えるものはリサイクルをするというような形が今後進んでいくのではないかと、いうふうには考えております。

(委員)

一つよろしいですか。事務局関係各課のお話分かりました。法律でカバーされるところ

だったらいいんですけど、今、委員がご質問されたこととか、多分もやもやされてるのは、そういう個別の法律で対処し得るかどうかということではなくて、結局、この計画変更した後に用地がどう使われているかどうかのモニタリングが必要ですよということじゃないでしょうか。先ほど来の事務方の話を聞いていると、法律ではこうしますというお話と、あとは事業主が基金を積み立てているという話もあったんですが、それはそれとして、やっぱり例えばどこか行政の内部で、そういう用途で適正に使われているかどうかをモニタリングしているということがないと、このソーラーに限らず全てがそうだと思うんですけど、やっぱりそういう不安が拭えないんじゃないかということだと思います。昨年度、1年前のこの審議会でも最後のほうに同じような意見が出たと思うんですが、ちょっともうそうしないという例えば、ソーラーパネル事業者が逃げたらどうなるのというところは根本的に解決できないんじゃないかというふうに思います。

以上です。

(事務局 北)

昨年度の審議会で、今、委員が言われましたようなお話がございまして、今回、その他のところで過去のものにつきましてもご説明をさせていただくことになっております。太陽光発電の関係は、最近出てきた課題でありまして、またこの後ご説明する部分につきましても、太陽光の関係、ソーラーパネルの関係が、非常に多くなってきております。それについてどのような対応をしていくかというのは、またそれぞれのところで検討が必要だと思いますが、今すぐここでなかなか結論を出してこういう形でやりますというようなことが我々も答えることができませんので、そのようなことにつきましても、ある程度関係各課との間で話をした上で、またご説明させていただく機会を頂きたいというふうに思っております。

(西井会長)

いかがでしょうか。

(委員)

やっぱり国土利用計画法上で、先ほど委員が言われたように、モニタリングというか、後でその変更した地域の実情を見ながら、もう一度森林を外したものを森林にまた戻すとかいうのを、法律は制度として審議会委員の意見として出ましたという報告を県、というよりはやっぱり法律上が建前だと思うので、国なりにお話ししていただければと思います。

(西井会長)

ただいまのお話で、確かにもう高知県だけに限らない問題でございまして、やはり国のほうに言って、同じように考えてほしいということをお願いするということで、いかがで

しょうか。

(異議なし)

それでは、ほかにございませつか。

それでは、次に移りたいと思つます。整理番号2、「香美森林地域の縮小」につきて、事務局、説明をお願いします。

(事務局 北課長)

それでは、5 ページの整理番号2、「香美森林地域の縮小案件」についてご説明いたします。場所は、右側の位置図に示してありますとおり、香美市と南国市の境界の近く、根曳峠の北東、国道32号線と高速道路、高知自動車道の間香美市土佐山田町北滝本地区というところございます。森林地域の縮小面積は33haございまして、変更理由といたしましては、先ほどの南国市の事案と同様に太陽光発電施設用地の造成に係る他用途転用により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため、今回森林地域から除外をしようとするものございます。他地域との重複状況につきては、農用地区域を含まない農業地域が重複してあります。

6 ページお願いいたします。写真は事業区域の航空写真を載せてあります。事業の概要といたしましては、昨年、新聞等で大きく報じられておりましたのでご承知の方もおられると思つますが、出力が30Mを超えます大規模な太陽光発電所、メガソーラーの設置を民間会社の共同出資により設立された合同会社ございますが、そちらが事業主体となって行っているものございます。林地開発につきては、平成20年に別の民間企業が事業用地の造成許可を得て開発を行ったものを、平成26年2月に合同会社の出資会社の一つある民間会社が地位継承し、事業目的を太陽光発電施設用地の造成としました後、平成26年8月には、開発に係る森林面積を33haへと拡大してあります。なお、平成26年11月の地位承継につきては、合同会社の法人設立に係るものございます。事業の完了予定は平成27年12月ございまして、まだ開発は完了してありませんが、大規模な開発でありますことから、今回、計画の変更について諮問させていただいたものございます。なお、本件は開発に係る森林面積が10haを超えるケースございまして、林地開発の変更許可に先立ち、高知県土地基本条例による事前協議及び森林審議会への事前の意見聴取を経た上で問題ないものとして手続を終えてあります。

次に、7 ページの現況図2をごらんください。開発区域は全体が3工区に分かれてありますが、図のうち黄色に着色した部分が今回森林地域から除外する部分、約33haに当たります。白地の部分は既に過去に高速道路の残土処理に係る事業等で森林地域から除外されている部分、これが約13haございまして、周りの緑色に着色した部分は残地森林約22haとして残す部分になってあります。

8 ページ、9 ページには現地の写真を載せてあります。7 ページの平面図上にどの位置から掲載した写真なのかが、写真の番号等を落とし込んでありますので参考にさせていただ

ればと思います。

なお、先ほど事業完了は平成 27 年 12 月の予定と申し上げましたが、第 1 工区につきましては本年度末には造成工事が完了する見込みとなっております。

太陽光発電設備に係る概要といたしましては、計画では 255W のパネル約 13 万 2,000 枚を設置し、出力は 33.7MW で、年間発電量は一般家庭約 1 万 1,000 世帯分の約 4,000 万 KW を見込んでおるといこととでございます。なお、昨年 の 報 道 の 時 点 で は 四 国 最 大 の メ ガ ソ ー ラ ー とい っ て ござ い ます。

整理番号 2 の香美森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西井会長)

事務局から整理番号 2 の説明がありました、ご意見、ご質問ございましたらどうぞ。

(委 員)

またこれの開発の経緯について質問させてください。先ほどのご説明で 7 ページの現況図を見ると中側の白塗りのところというのは、高速道路の残土処理で NEXCO だったと思いますが盛土をしたというご説明だと思わんですが、それでよろしいでしょうか。

(治山林道課 中島チーフ)

構いません。

(委 員)

それでいいですね。はい。

そうすると、今回の計画対象というのはこの 7 ページでいうと、黄色い線で囲んである中が今回の計画対象区域ですよ。

(治山林道課 中島チーフ)

はい、そうです。

(委 員)

そうすると、この白塗りの高速道路の残土処理、盛土の部分もこの中に入っているんですが、入ってますよね。

(治山林道課 中島チーフ)

事業区域の中には入ってます。パネルを置きますから、当然。

(委員)

その高速道路の残土処理に係る林地開発の経緯というのは、この6ページの変更に係る補足説明の林地開発の中には入れてはいないのですか。

(治山林道課 中島チーフ)

入れておりません。昔、外しておりますから今回の場合にはもう入っておりません。

(委員)

やっぱりこれはお願いなんですけれど、例えばいきなり8ページ、9ページの写真を見ると、「何だこの平地は、」と恐らく皆さんぎょっとすると思います。あとやっぱり、そういう経緯も大事だと思うんですよ。ですから、林地開発のところにやっぱり載せておいていただきたいなと思うのが、そのお願いです。

(治山林道課 中島チーフ)

分かりました。なるべく今度からは詳しく資料を添付するようにいたします。

(委員)

19ページの②もこの中に入っていますよね。

(事務局 北課長)

そうです。後でご説明をしようと思ったところですが、19ページの②が正にこの部分でございまして、先ほどお話ししました、以前開発許可を受けた部分の後追いということで、また今回調べた部分がこれに該当しております。

(委員)

もう既に白塗りになってるんですか。

(事務局 北課長)

そう、そういうことです。はい。もう既にこのときは3haの森林地域の縮小ですけども、事業が完了をしておりますので、完了した後のご審議ということで、既に事業自体は終了したものでございます。

(西井会長)

ほかにございませんか。

(委員)

これに対して意見というのではないですけど、すごいむなしさを感じています。ここは植物のすごく面白いところだったんです。ヒカゲツツジとかも固まって出てきて、いろんなシダとか、いろんなものがあり、また里山の植物も出てきて、どうなってるかなと通り過ぎたらすごいことになっていて。もうそれから県外へ行っても太陽光パネルの基礎部分だけ残して事業が頓挫しているだだっ広い、もう本当にすごい景色が広がったりするので、もうこうなるとどうしようもないむなしさだけが感じられて、どうのこうのと言うよりは、もうちょっとやっぱりそのときに先のことを考えずに全体の植物とか動物とか、人間の歴史が始まる前からおるわけですから、そういったこともやっぱり考えて計画を各々に別々にするのではなくて、トータルとして人間も生物なんだということを原点に考えていただきたいなど、いつもそうむなしさを感じてます。すみません。変なこと言いましたけど。

(西井会長)

ほかに。忌憚ないご意見を。ございませんか。

それでは、以上、ご意見、ご質問ないようですので、今回の諮問された2件につきまして、土地利用基本計画の変更について原案どおりということによろしいでしょうか。

(了承)

(西井会長)

ありがとうございます。それでは原案どおりとします。

それでは、答申書案をお配りしますので、確認のため事務局に朗読させます。

それでは事務局。

(事務局 岡本)

それでは、朗読をさせていただきます。

26 国土審第 2 号。平成 27 年 2 月 3 日。高知県知事、尾崎正直様。高知県国土利用計画審議会会長、西井一成。高知県土地利用基本計画の変更について（答申）。平成 27 年 2 月 3 日付け 26 高用対第 511 号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を適当と認めます。

以上です。

(西井会長)

この答申書でよろしいでしょうか。

(了承)

(西井会長)

ありがとうございます。それでは、このとおり知事に答申することといたします。

(事務局 北)

ありがとうございました。今後、国との協議を進めてまいります。どうもありがとうございました。

「高知県土地利用基本計画報告事項について」

(西井会長)

それでは、続きまして、開発許可等の状況に係る報告事項に移りたいと思います。それでは、事務局、報告案件の整理番号 1「香美森林地域の縮小」について、説明をお願いします。

(事務局 北)

それでは、報告案件についてご説明をさせていただきます。資料 2 の 10 ページをお開きください。「土地利用基本計画報告事項について」という見出しで林地開発許可等の状況を載せております。香美、それから四万十森林地域の縮小の変更案件 2 件についてご報告をさせていただきます。この項目につきましては、先ほど一番最初にご説明させていただきました民間事業者が事業主体となる場合で、開発規模が 10ha 未満のものということで開発許可が終わった後で報告をさせていただいて、完了後にまたご審議をいただくという内容になっております。まず、報告をさせていただくということにしております。

まず、11 ページ、整理番号 1 の「香美森林地域の縮小に係る変更案件」でございます。場所は右側の位置図に示しておりますが、香美市と大豊町の境界近く、JR 繁藤駅から北東に位置します香美市土佐山田町西又字タカバ地区というところでございます。森林地域の縮小変更面積は 9ha で、変更理由としては事業用地として利用することによるものです。他用途との重複はございません。

次に、12 ページをお開きください。事業目的としては、民間会社が事業主体となって資材置場の造成工事を行うものです。今回の林地開発については、平成 26 年 3 月に開発許可を受け、事業期間は平成 28 年 3 月末までの計画となっております。事業区域は赤線で囲んだ部分、うち薄い黄緑の部分が造成敷地で、緑の部分が造成緑地と残地森林となっております。

13 ページには、前ページの平面図上の番号の位置から撮影した現地の写真を載せております。

整理番号 1 の香美森林地域の縮小に関する説明は、以上でございます。

(西井会長)

この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(委員)

これ資材置場の事業区域。これも太陽光じゃないんですか。

9haの資材置場って、どういう資材置場なんです。土を置く資材置場。

(委員)

やはりこれも先ほど問われた質問の内容と似てるんですが、資材置場ということで先ほど委員が言われたように、この場所で9haの資材置場というのは我々不動産業をやっている者であれば考えられない。常識的にこういう場所でこんなに大量の資材を周りに工場、店舗、そういう施設関係はないですから、いわゆる資材置場でこういう許可を取って後で太陽光とかに、下手したら墓地とかいうふうな変更をする。この会社は以前そういうこともあったので、正蓮寺の下で土石の採掘した後が全面墓地になったりというように、僕が言っているのは造成で、こういう資材置場で開発許可を簡単に取って、後で二次的に地位の継承が行われるものじゃないだろうか。例えばこれも太陽光というふうな心配がないのかという質問ですけど、そこはどうでしょう。

(治山林道課：中島チーフ)

すいません、今のところ資材置場としか聞いておりませんので、この場でお答えするのはちょっとできないんですけど。

(委員)

通常、資材置場での利用というのは考えられないような面積だということです。

ちょっと、すいません。結局開発許可というのは相手が提出した目的でその開発許可が出れば、県のほうとしては基準に合致しておれば許可を出さざるを得ないと。その後の地位の継承とかいうのは次の二次的な問題で、今は分からないので、今の開発許可の方法であれば許可がおりるといふ、そういうことになりますよね。

(治山林道課 中島チーフ)

そういうことですね。

(西井会長)

ほかにごございませんか。

ほかにご質問ないようでしたら、次の整理番号2、「四万十森林地域の縮小」の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、14 ページをお開きください。整理番号2の「四万十森林地域の縮小に係る変更案件」でございます。

場所は右側の地図に示しておりますとおり、四万十町中央インターチェンジを降りて国道33号線を佐賀方面に少し行きましたところの四万十町東大奈路地区でございます。森林地区の縮小変更面積は2haでございます。変更理由としてはホテル・商業用地、それから資材置場として利用することによるものです。他地域との重複状況につきましては、用途指定のない都市地域と、それから農用地区域を含まない農業地域となっております。

次に資料の15ページをお開きください。事業の概要といたしましては、民間会社が事業主体となってホテル・商業用地・資材置場の造成工事を行うもので、昨年、平成26年7月に開発許可を受け、事業期間は平成27年3月末までの予定となっております。事業区域は少し、すいません、見えにくいですが、黄色の周りに少し赤線が見えると思いますが、赤線で囲んだ部分となります。その中で黄色く塗った部分が形質を変更する森林、緑の部分が残地森林、左上の白色の部分が以前にはゴルフ練習場等があった部分、右下の白色部分の地目は原野となっております。

次の16ページは、開発完了後の利用計画図となっております。

17ページには、15ページの平面図上の番号の位置から撮影しました現地の写真を掲載しております。

整理番号2の四万十森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。

(西井会長)

この件について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見ないようでしたら、開発許可等の状況に係る報告事項についてはこれで終わります。

「過去の審議案件についての現況報告」

(西井会長)

続いて、(3) その他としまして、過去の審議案件についての現況報告が事務局からあるようでございます。説明をお願いします。

(事務局 北課長)

それでは、3 その他といたしまして先ほどお話をさせていただきました、過去に当審議会でお諮りした審議案件の現況についてご報告をさせていただきます。

初めに簡単に経緯を説明させていただきますと、これまで土地利用基本計画(計画図)の変更に係る開発案件に関しましては、一般的に開発許可の担当課において完了検査を行

いました時点で手続的には完結していることから、その後を後追いをしていくということは行っておりませんでした。そうした中、昨年度の審議会におきまして、複数の委員より開発終了後の土地の利用状況についても適切な利用がなされているか、後追いでチェックをしていくことも考えていくべきではないかというようなご意見を頂きましたことから、今回、過去に審議会に諮問させていただいた案件のうち、11カ所について現在どのような状況にあるかということについて、調べてご報告をさせていただくことになりました。

それでは、18ページをごらんください。今回、現地調査を行いました箇所的位置図となっております。これにつきましては、平成13年から23年度の期間における国土利用計画審議会への諮問案件の中から、事務局で一定の要件に該当する開発事案を抽出したものでございます。調査対象をこの期間としておりますことにつきましては、余りに古い事案ということになりますと、時間の経過に伴いまして開発地周辺の環境や土地の所有権といったものが当時と変わってくる率が非常に高くなると考えられます。そうした場合に、現況と当初の利用目的や開発行為との関連性についての検証を行うための場所の特定や立入り等、現地確認等が困難な状況になってくることも考えられますので、今回は過去10年程度の期間としたものでございます。

19ページをお願いいたします。今回の調査箇所ごとの諮問年度、開発内容、事業主体等について表にしております。なお、調査箇所につきましては、先ほどの対象期間中の諮問案件の中から、開発完了から3年以上経過しているもの、それから、変更時点での利用目的が「残土処理場」や「採石用地」など、多目的に転用しやすいと思われるものを一応選択をして現地調査を行っております。これらの箇所につきましては、用地対策課と個別法の開発許可担当課の職員で、昨年10月から11月にかけて、現在の土地の利用状況及び周辺の状況のほか、土地の維持・管理がきちんとなされているのか、開発範囲を無許可で拡大していないか、といった点に着目をして現場を見てまいりました。

次のページ以降にそのときに撮影をしました写真を載せております。

順を追って簡単にご説明させていただきますと、20ページの①につきましては、伊野土木事務所が、新川河川災害復旧等関連緊急事業の残土処理場として造成したもので、98豪雨で氾濫いたしました新川の河床掘削による残土を平成13年度から平成14年度にかけて処理をしたものでございます。なお、跡地利用については、春野町が多目的広場を設置するという計画がございましたが、現在立ち消えになっておるようでございます。

それから、②の案件につきましては、先ほどご説明させていただきました北滝本の起業地に含まれておりますことから、その分についてはここでは写真を載せておりません。当時、日本道路公団四国支社が平成12年度から15年度まで四国横断自動車道の4車線化建設事業に伴う残土の処理を行った土地でございます。

次に21ページの③でございますが、これは、いの土木事務所が日下川の広域河川改修に伴い発生する残土処理場の造成を行ったものですが、現在は、写真にも写っておりますが、高知県、日高村、民間企業の共同出資により設立された「こうち・ひだかメガソーラー株

式会社」が跡地に太陽光発電所の建設工事を行っております。

次に 22 ページ、④も同じく、いの土木事務所が国道 439 号線道路改良工事に伴う残土処理場の造成を行ったものでございます。

次に 23 ページ、⑤は民間会社が残土処理場の造成を行ったもので、付近にはさんさんテレビの電波塔が建っております。

次に 24 ページ、⑥は国土交通省四国地方整備局が四国横断自動車道整備に伴う残土処理場の造成を行ったものでございます。

次に 25 ページ、⑦は民間会社が廃土処理場及び資材置場の造成を行ったものですが、現在は近辺の道路改良工事に使用すると思われる土石等が置かれております。

次に 26 ページ、⑧は民間会社が蛇紋岩の採掘を行った跡地でございます。

次に 27 ページ、⑨は西日本高速自動車道路（株）四国支社が高知自動車道 4 車線化事業に当たり、トンネル掘削などから生まれ残した残土の処理場として造成したものでございます。写真を見ていただきますとお分かりになりますように、法面には植物の種子を吹き付け、緑化を図っているほか、上部の平地の一部は農地として活用されております。

次に 28 ページ、⑩は民間会社が蛇紋岩の採石を行っていましたが、近年の需要の減少等によりまして採石事業を廃止し、跡地は事業用地として利用する予定でございましたが、地権者が複数おり、具体的な利用法については決まっていない状況でございます。現在はまだ用地取得が終わっていないようですが、県と高知市が共同で工業団地の整備を計画し、平成 28 年度の方譲を目指しているとのことでございます。

最後に 29 ページ、⑪は民間会社が砂岩の採掘を行っていましたが、近年の需要減等によりまして採掘事業を廃止し、跡地を資材置場として利用することにしていたものですが、現在は、写真の下段を見ていただくと分かりますように、太陽光発電設備の設置が計画されている模様です。

以上、11 件の土地について調査を行った結果といたしましては、現在の土地利用状況については②、③、⑪。この 3 つの土地につきましては、太陽光発電施設の設備。⑩の土地は工業団地の整備計画が進められているほか、⑦の土地につきましては近辺の道路改良工事に伴う一時的な利用がなされておりました。これらは開発許可の時点とは土地の利用目的が変わりつつありますが、土地の有効利用という点からすると、もともと更地に近い状態であった土地について具体的な用途に供しようとするものでございまして、当初の許可の目的に反するような不適切な利用方法の変更には当たらないのではないかとというふうに考えております。また、違法な開発区域の拡大も見られなかったことから、全体といたしましては、特に土地利用基本計画の観点から問題となるような状況はなかったと考えております。

以上が、今回行いました過去の審議会案件について、一部でございますが、現況報告でございます。

以上でございます。

(西井会長)

ただいまの件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(委員)

これはモニタリング、私が先ほど言ったモニタリング、要は監視ですね。恐らくこうやって監視をして、結果こうでしたということが公表されると、すごくそういう悪用というか、変な転用されることに対する抑止になると思います。ですから、例えば、今日のこの国土審議会の議事録を見たときにどこまで出すかは別として、過去の審議案件について追跡調査を行ったその結果、特に問題のある転用等は見られなかったという一文が載るといふのは非常に効果的であるというふうに考えております。

ただ、もう少し欲が出てきてしまうので、欲出しついでに聞きたいのが、例えば法律、国土利用計画法ですかね、等々をひもといたときに、こういう例えば今回やっていただいたような過去の審議案件の追跡調査とか、あともう一つ重要だなと思うのは追跡調査結果の公表とか、そういうようなことが、法律ないしは法律じゃなくても政令とかでも結構ですけれど、そういう規則の中に載っているのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局 北課長)

そういうような文言と申しますか、規定はないと思います。

(委員)

分かりました。

そうすると、法律がまだそういうモニタリングということを書いていないと。現在の行政、そういう監視、モニタリングということを非常に重要な役割だと私は考えております。ただ、法律はどうしても後付けになってしまうので、改正されないといけないんじゃないかなと個人的には思うんですが、それはちょっと時間も掛かりますので。

それでお願いしたいのが、せめてこういう追跡調査をこの場でこれからもできる範囲でご報告いただきたいと。この審議会においても活発な意見がでて、討論をしたという議事録が残せるような議事をしないといけないのかなというふうに考えておりますので、用地対策課さんのみならず私どもも少し努力をしなければいけないところがあると考えております。本来は法律を変えろって言いたいところありますけれど、その前にやっぱり私ども県と私ども委員のできる範囲の努力の中でやっていくということも大事だなと考えております。

以上でございます。

(西井会長)

ただいまの意見につきまして、事務局。

(事務局 北課長)

貴重なご意見頂きましてありがとうございました。

いろんなご提言を今回頂いたわけですが、それらにつきましてはまた持ち帰りまして、どのような対応が可能であるのかということについては検討させていただきたいと思えます。

それから、最後に委員のほうから頂いたご意見につきましては、今後この報告につきまして、どんな形でどういう内容ということについては、なお検討した上でまた次回の審議会においてご報告をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(西井会長)

はい。どうぞ。

(委員)

はい。度々すいませんが、素朴な質問で非常に悪いんですが、この当初の開発目的が市街化調整区域という場所で、例えば今日の南国で言うと、市街化調整区域があつて、そこでメガソーラーを地位の継承で開発目的を変えると。当初より市街化調整区域というのは、市街化を抑制する地域でありますので、開発許可でメガソーラーを建設するというようなそういう特定工作物の建設が出てくるということになるんですが、当初より開発許可の目的がメガソーラーの建設であってもこれは開発許可が下りるといふ、そういうことですよ。それが高知市のこの場合、特定行政庁は高知市で今、開発許可がメガソーラーの建設で市街化調整区域の場合、これも許可になるわけですか。これはすいません、素朴な質問で。高知市はならないとちょっと聞いたもので。

(治山林道課 中島チーフ)

太陽光の場合は、建設にあたらぬので。

(委員)

高知市から私が聞いたところでは、開発許可がもちろん市街化を抑制する地域であるので、そういういわゆる発電関係とか、ソーラーは開発許可の対象にならないと聞いたのですが、これはまた今度ご返事頂いたらいいかと思えます。

(治山林道課 中川主幹)

森林法でない部分ですから、都市計画法に関わる部分だと思うので、ちょっと分からぬ

いですね。

(委員)

都市計画法で高知市の市街化調整区域にあたる地域でもこのソーラーパネルの開発許可が下りるかどうか、それをちょっと知りたいと思ひまして。

(委員)

今のご質問に関係すると思うんですけど、メガソーラーって土木工作物に該当するんでしょうか。工作物に該当するとなると、そのための許可とか、そういうのが必要になってくると思われるのですが、その辺りちょっと私も詳しくないので、構造とか、見回したところそれ関係の方がいらっしゃらないようなので、それまた調べておいていただければいいなと思ひます。

それともう一つ、先ほどのモニタリングの件ですけれども、担当課の方がこうやって写真を撮りに11カ所回っていただいてとてもご苦労だったと思ひますが、こういう開発を出した方、事業者の方に、例えば何年かごとに報告をさせるとかということができないものだろうか。建物の場合は、大きな建物や公共の建物になったりすると、何年かごとに報告義務があります。開発の場合もそういうふうな形で業者さんにも、何年かごとに報告することを義務付けるとか、そういう形で報告をしてもらおうという方法も一つあるのではないかと思ひます。私、四国整備局の事業評価委員もさせていただいておりますが、国の税金でやる仕事だからでしょうけれども、それはやはりちゃんと追跡して何年かごとに報告を聞いておりますので、そういう形で報告をさせるということは一つ必要なことではないかなと思ひました。

(西井会長)

はい。貴重なご意見と思ひます。

ほかにございませんか。

(事務局 岡本チーフ)

事務局の岡本です。

先ほど委員のほうからご発言があった前段の部分、太陽光発電の関係が開発許可が要るのかどうかというのは、国の通知のほうで太陽光発電については、建物的なものをつくる場合については開発許可が要るようなんですけど、基本的に太陽光パネルの附帯の部分であれば開発許可が要らないというケースが多いというようなことです。そういう関係もありまして、一度森林のほうで転用された区域というのは、もう既にそういった森林ではないので特に届出がなくても、開発許可は建物を建てないということなので要らないというようなことで、今回上がってきております報告案件のほうにつきましても、この四万十町

のほうは建物を建てますので、開発許可が要るということですが、他の案件については原課に確認しますと、許可の案件は上がってきていないというようなことを確認しております。

(委員)

先ほどの意味は分かるんですが、建築基準法上の工作物にならないという、そういうことでしょうか。

(事務局 岡本チーフ)

そういう通知が国のほうからあって、それに基づいていますが、必ずならないというわけじゃないので、まず事前にご相談はしてほしいということは開発担当のほうはおっしゃってましたけれど、ならないということもあるということですね。風力なんかも同じような考え方になりますけど。

(委員)

それはもう資材置場と同じような基準で許可が下りるということですか。

(事務局 岡本チーフ)

そうですね。結局、開発の関係に関わらなければ、そういった形になるケースがあるということです。

(西井会長)

農用地につきましては、私、今、南国市の農業委員をしているんですけども、メガソーラーをしてるところが目につくようになりまして、一応農林省はそれを置いた下で農作物を作って何%以上採取量に減少がなければ、一時転用を許可しようとか、そういうことを考えてるようですね。森林ではございません。

ほかにご意見ないようでしたら、以上で議事を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(事務局 北課長)

ちょっとすいません。一言。

今ご質問いただいた中で、本日ちょっと担当課が出席していないためお答えできなかった部分につきましては、何らかの形で早い段階で委員の皆さんに文書なりにして回答させていただくということにさせていただきたいと思っております。ただ、若干検討が必要なものについてはお時間を頂いて、また返答させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(司会 宮脇補佐)

会長、委員の皆様、長時間大変お疲れさまでした。これもちまして、第52回高知県国土利用計画審議会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。